

東京都市計画防災街区整備事業の決定（豊島区決定）

都市計画池袋本町三丁目 20・21 番南地区防災街区整備事業を次のように決定する。

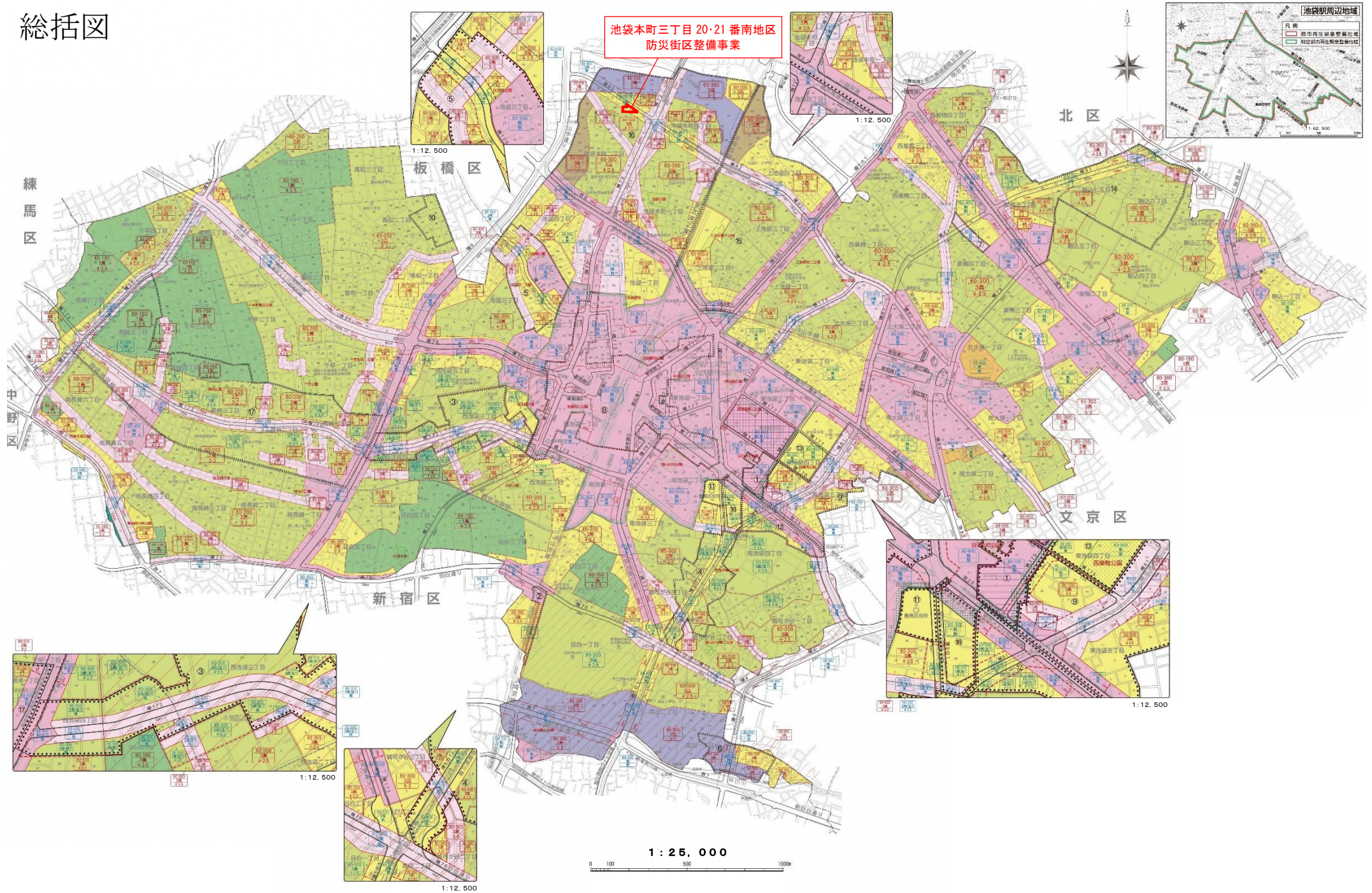
幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		池袋本町三丁目 20・21 番南地区防災街区整備事業			
面 積		約 0.2ha			
公共施設 の配置及び 規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		区画道路	区画道路 A 号	幅員約 2.18m〔4.36m〕、延長約 26m	既設
			区画道路 B 号	幅員約 2.18m〔4.36m〕、延長約 68m	既設
	広 場		広場 1 号	約 50 m ²	新設
防災施設建築物の整備 に関する計画		構 造	高 さ	配 列	備 考
		鉄骨造、鉄筋コン クリート造、鉄骨 鉄筋コンクリート 造等による耐火建 築物とする。	7m以上、 22m以下	1. 防災都市計画施設に面する敷地における建築物の高さ 2.5m以下の部分は、 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの水平距離を 0.6m以上とす る。 2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路 A 号及び区画道路 B 号 の道路境界までの水平距離は、2m以上とする。 3. 防災施設建築物の敷地に設ける歩道状空地 1 号は幅員 2mとする。	
備 考		特定防災街区整備地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。

総括図

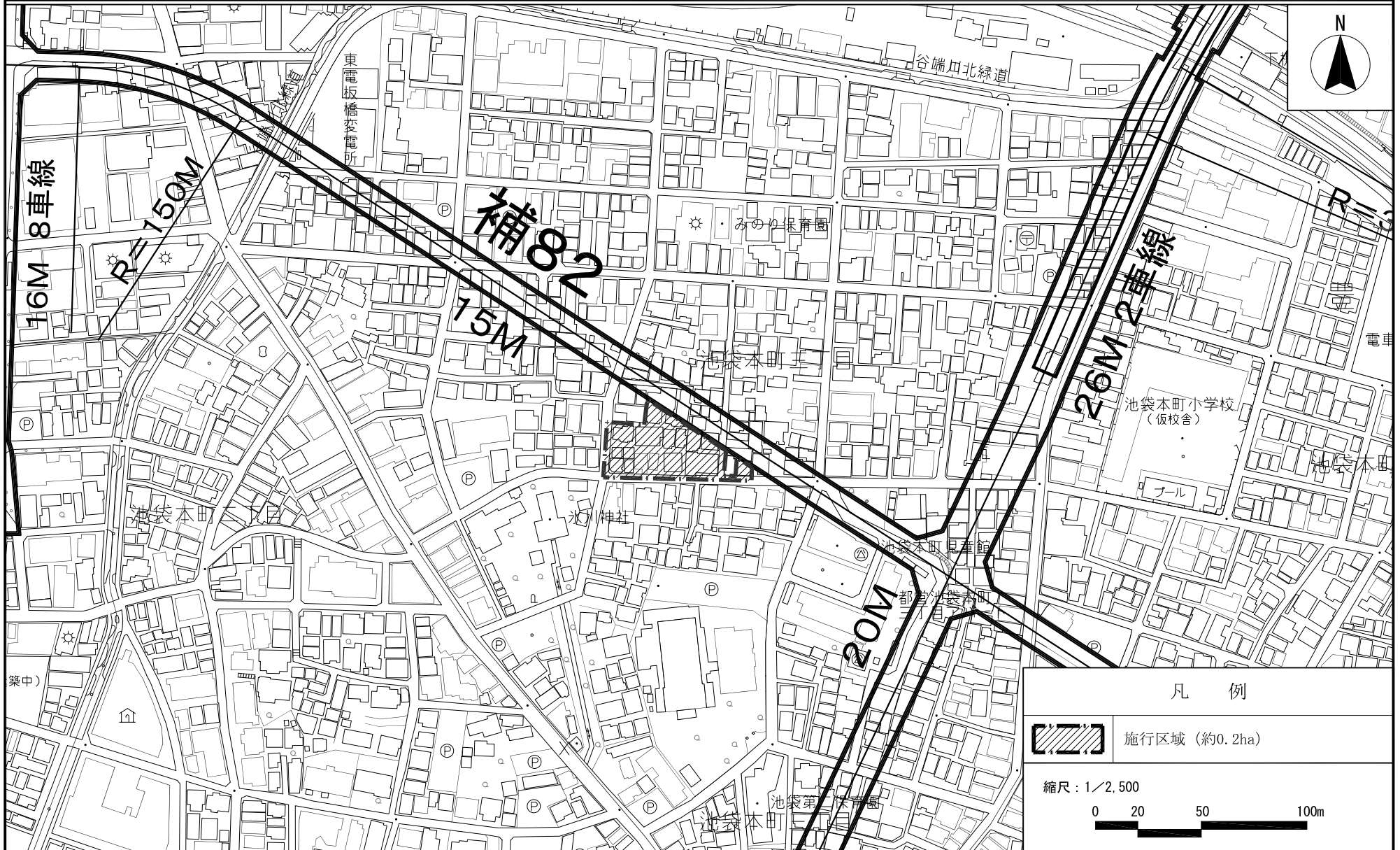


東京都市計画防災街区整備事業

池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業

位置図

[豊島区決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

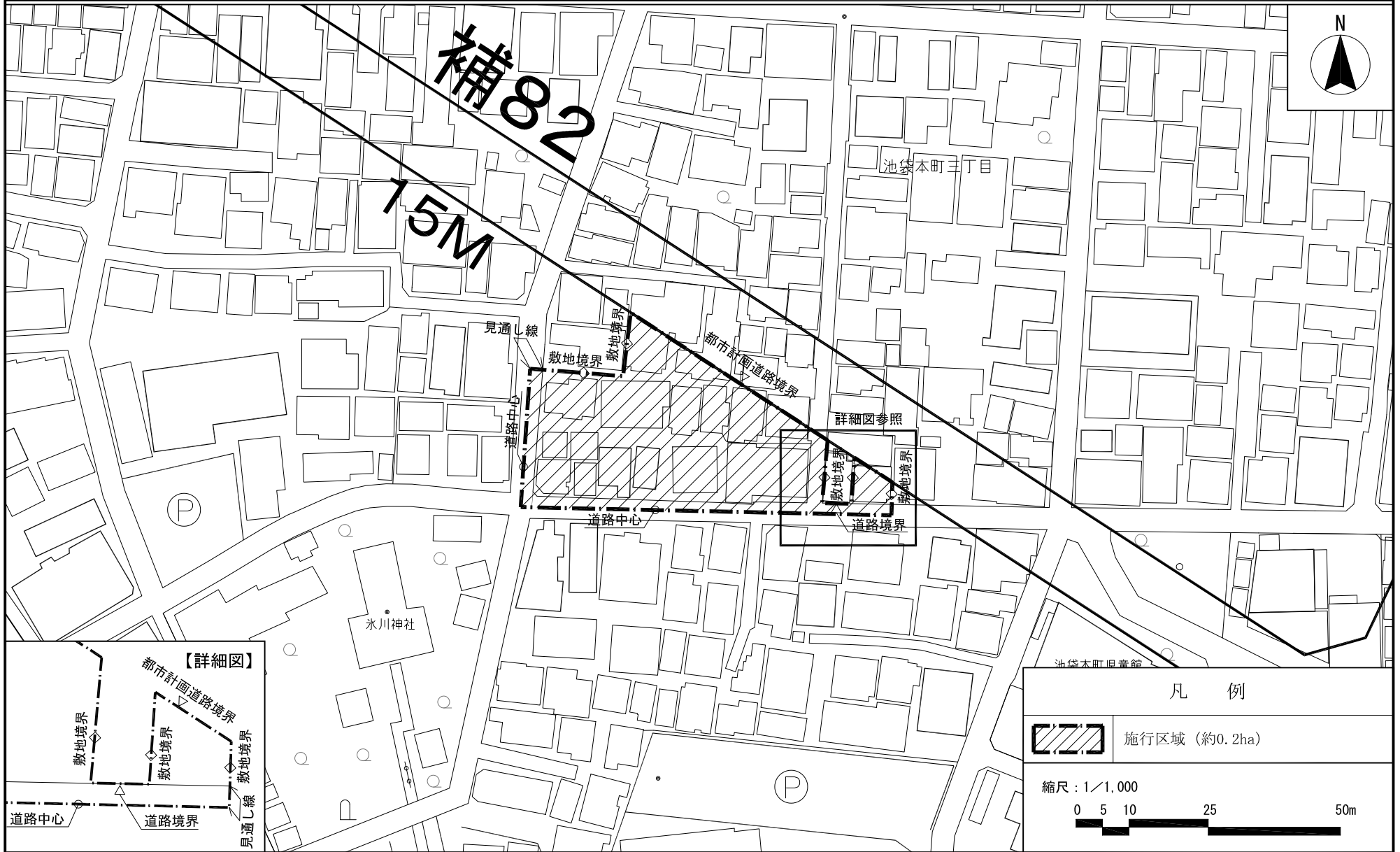
(承認番号) 31都市基交著第61号」「(承認番号) 31都市基街都第72号、令和元年7月2日」

東京都市計画防災街区整備事業

池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業

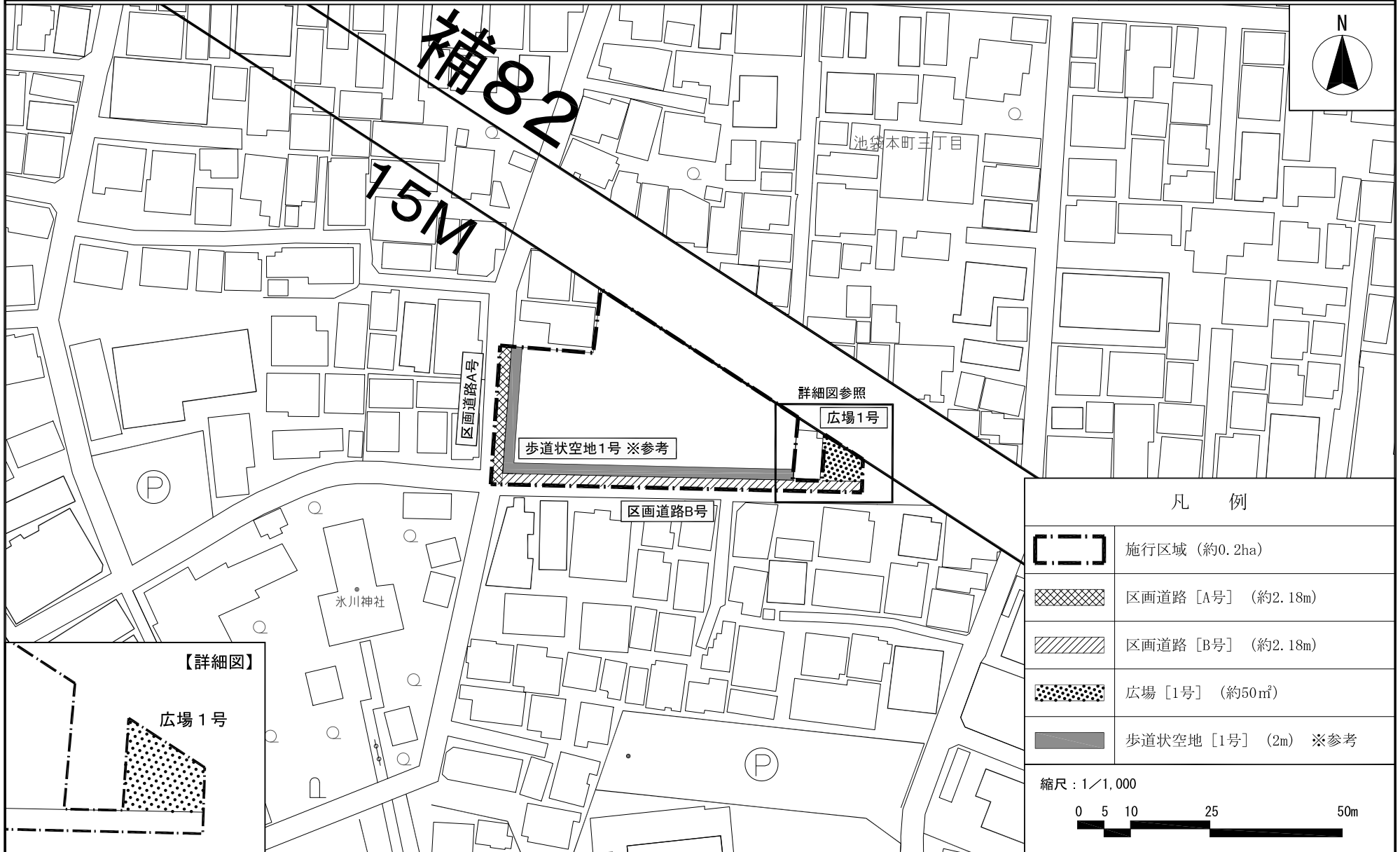
計画図1 施行区域図

〔豊島区決定〕



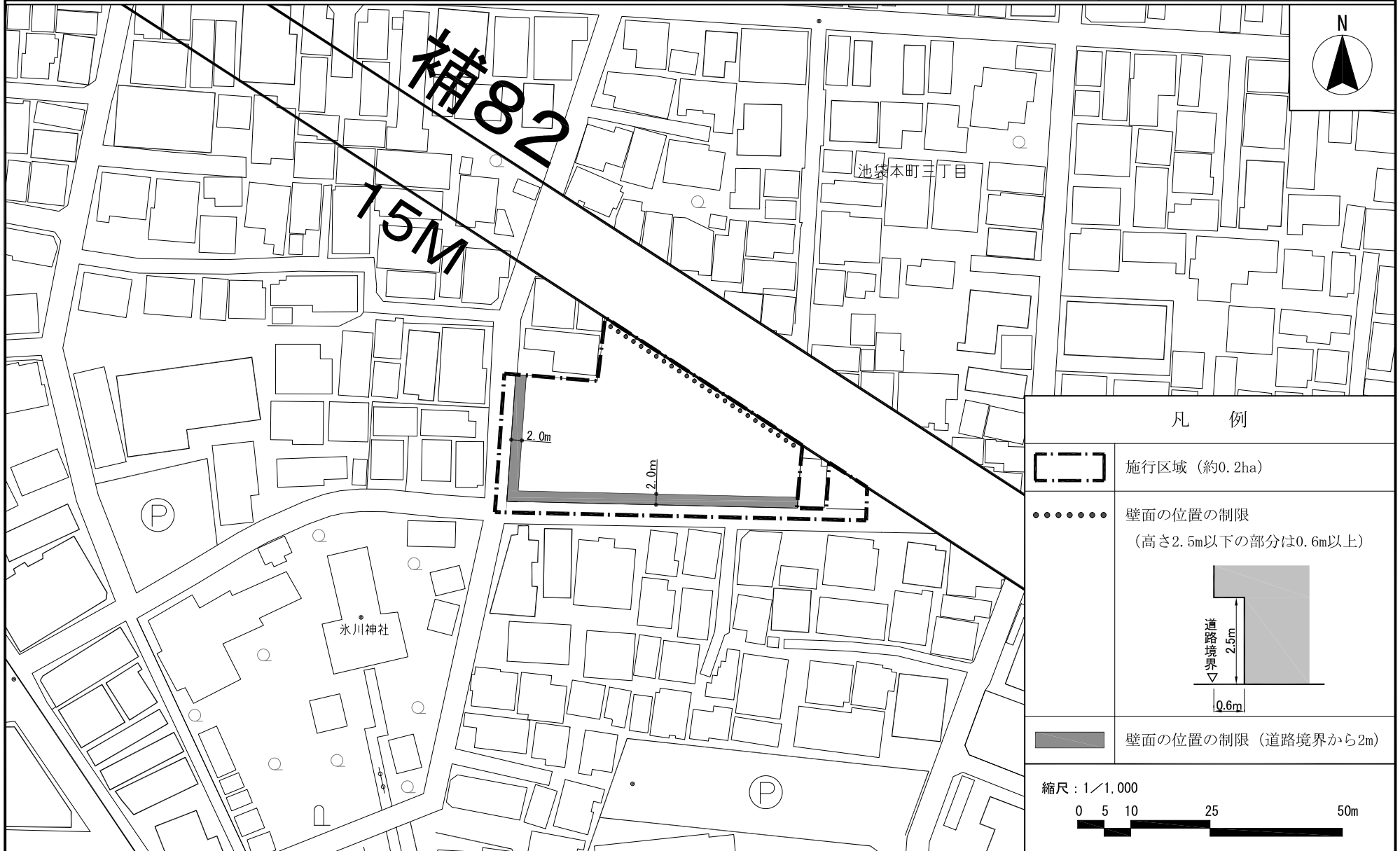
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

〔承認番号〕31都市基交著第61号」「〔承認番号〕31都市基街都第72号、令和元年7月2日〕



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 31都市基交著第61号」「(承認番号) 31都市基街都第72号、令和元年7月2日」



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 31都市基交著第61号」「(承認番号) 31都市基街都第72号、令和元年7月2日」